

全日本剣道連盟

剣道試合審判規則

[勝敗の決定]

第7条

勝敗の決定は次により行う。

- 1.試合は、3本勝負を原則する。ただし、運営上必要な場合は1本勝負とすることができる。
- 2.勝敗は、試合時間内に2本先取した者を勝ちとする。ただし、一方が1本を取り、そのまま試合時間が終了したときは、この者を勝ちとする。
- 3.試合時間内に勝敗が決しない場合は、延長戦を行い、先に一本取った者を勝ちとする。ただし、判定または抽選により勝敗を決め、あるいは、引き分けとすることもできる。
- 4.判定または抽選により勝敗を決した場合は、その勝者に対して1本を与える
- 5.判定により勝敗を決する場合は、技能の優劣を優先し、次いで試合態度の良否により、判定する。

規則第7条5号「判定」は、次のとおりとする。

剣道試合審判細則

第9条

規則第7条5号「判定」は、次のとおりとする。

- 1.技能の優劣は、有効打突に近い打突を優位とする。
- 2.試合態度の良否は、姿勢および動作において優っているものを優位とする。